

沖縄県行政協力団体の活動に対する傷害保険制度について

行政協力団体による道路ボランティア活動において、傷害等を受けられた人を対象に保険金を支給する保険制度があります。なお、当該制度は道路ボランティア活動による、突発的な災害事故のみを対象としています。

■ 保険金について

1. 傷害保険金

(1) 通院保険金 1日につき4,000円

ア. 実際に通院して治療を受けた日数について支払う。

イ. 事故の日から180日間において通院日数90日を限度とする。

(2) 入院保険金 1日につき7,000円

事故の日から180日間を限度とする。

2. 後遺障害保険金

1,000万円を限度として、障害の程度に応じて支払う。

事故の日から180日間を限度とする。

3. 死亡保険金

1,000万円

事故の日から180日間を限度とする。

なお、当該保険制度を利用される場合は、遅滞なく各地区緑のボランティア支援センターに報告し、給付の手続きをして頂くことになっております。

[業務手順フロー]

